

条件ニヨリ職工側ト共同管理ヲ為スベク職工側ニ於
涉セルモ又ヲ拒否シ曩ノ要求ヲ主張シ居レリ

記 (工場主案)

- (一) 従来通り工場全營ヲ為スコト
- (二) 従業員ハ純益金ヲ各自ノ給料等差ニ從ヒ分配スルコト
- (三) 工場使用料一ヶ月三百円也ヲ支拂フコト
- (四) 材料燃料電動力費電燈料電話料其他一般消耗品費ハ
収益ノ内ヨリ支払フコト
- (五) 光枝富雄(直接全營者)ノ給料 ヶ月百円
- (六) 芝山平作(事務員)ノ給料 六拾五圓
- (七) 将来好況ノ時期ニ際シテハ右約束ヲ増減スルコト

ハ解決後ハ尚一層業務ニ精勵スルコト
八全通

(一) 労働者側

其後職工等ハ工場ニ出勤スルモ又作業ナキタメ本月
十四日ヨリ出勤セズ下火端一丸ニ筆生忠告方ニ集
合シ對策中ナリ

(二) 事業主側

會社代表者光枝金平ハ自宅ニ於テ天理教宣教師ヲ
開設シ布教ニ從事シ工場全營ハ養子富雄ヲシテ當
ラシメ居ルヲ以テ同人ハ前叙調停者平岡守作ニ依
頼シ對策協議中

九營業取締